

広島県選挙管理委員会告示第六十八号

平成三十一年四月七日執行の広島市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年八月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

裁 決 書

審査申立人 広島県広島市南区宇品西一丁目 7 番 12-502 号
前島 修

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年 5 月 16 日付けで提起のあった平成 31 年 4 月 7 日執行の広島市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

申立人の審査の申立て及び広島市選挙管理委員会の弁明の要旨

1 申立人の審査申立ての趣旨は、広島市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）が申立人に対して行った平成 31 年 4 月 24 日付けの異議の申出を棄却する決定の取消しを求めるというのであって、その理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 本件選挙の候補者松井一實に被選挙権が無いことについては、「広島地方裁判所平成 31 年（行ウ）第 5 号被疑者松井一實には被選挙権が無いことの決定請求事件（以下「本件決定請求事件」という。）」において審理中である。また、広島市選挙管理委員会への請求の趣旨は明記している。
- (2) 平成 31 年 2 月 22 日地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「自治法」という。）第 143 条の申出書内で官製談合と賄賂罪についても、告訴・告発の趣旨および告訴・告発事実を明記している。また、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が設置した高速 5 号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条を遵守しておらず、法的根拠を有していない。また、広島県・広島市は、同法条を知っているはずであり、前記の行為は、広島県・広島市・公社の共謀による犯罪である。
- (3) 市選管の委員長二國則昭は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号、以下「地公法」という。）第 35 条、第 29 条に照らし、第三者委員会の委員長を務めてはならない。また、市選管の委員長二國則昭への第三者委員会委

員長の委嘱は、広島県・広島市・公社の共謀による法令違反の契約であり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号、以下「公選法」という。）第 221 条の買収及び利害誘導罪に該当する。また、公社が設置した第三者委員会は、発注者等談合関係者等の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 104 条の証拠隠滅罪である。また、第三者委員会の調査報告書は、広島高速 5 号線の事業判断について言及しておらず、調査の信頼性が極めて低い。

- (4) 広島市公文書館で会議録を照査したところ、候補者松井一實が被選挙権を有していることを確認した事実はなかった。
 - (5) 候補者松井一實が被選挙権を有さないことを市選管が決定しなかった行為は、市選管の委員長二國則昭による公選法第 226 条の職権濫用による選挙の自由妨害罪に該当するとの主張に対し、市選管は、当該主張は、当選の効力とは関係がなく、当選無効の事由たり得ないとするが、公選法は、第 11 条に選挙権及び被選挙権を有しない者を規定している。
 - (6) 公社から市選管の委員長二國則昭への第三者委員会の委員長の委嘱は、公選法第 221 条の買収及び利害誘導罪に該当するとの主張について、市選管は、当該主張は、当選の効力と関係がなく当選無効の事由たり得ないとするが、公選法は、第 11 条に選挙権及び被選挙権を有しない者を規定している。
 - (7) 市選管は、地公法第 33 条、第 29 条に照らし、職務上の義務として、自治法第 143 条に従って、本件選挙の告示日以前に候補者松井一實の被選挙権の有無の決定をしなければならない。また、公選法第 239 条、第 243 条に違反した候補者松井一實は、平成 31 年 3 月 15 日から 5 年間、選挙権及び被選挙権を有しない。また、このことから、申立人からの申出を無視して市選管が職務上の義務として、自治法第 143 条に従って本件選挙の告示日以前に候補者松井一實が被選挙権を有していないとの決定をしなかった行為は、地公法第 29 条の懲戒に該当する。
 - (8) 市選管が、第三者委員会が調査結果として事実上、官製談合と 100 億円の賄賂罪を認めたのに、当該選挙の告示日以前に候補者松井一實が被選挙権を有していないとの決定をしなかった行為は、地公法第 29 条の懲戒に該当する。また、市選管の委員長二國則昭が、第三者委員会の委員長として、当該選挙の告示日以前に候補者松井一實が被選挙権を有していないとの決定をしなかった行為は、公選法第 226 条の職権濫用による選挙の自由妨害罪である。
- 2 市選管の弁明の趣旨は、本件審査の申立てを棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。
- (1) 申立人は、候補者松井一實に被選挙権がないことについて、市選管へ請

求の趣旨を明記していると主張するが、同趣旨には、事件番号、処分等の年月日及び法の関係規定を記載するのみで、同候補者に被選挙権がないことを認めるにたる理由は何ら示されていない。

- (2) 申立人は、申立の理由及び平成31年2月22日自治法第143条の申出書において、官製談合と賄賂罪について告訴・告発の趣旨及び事実を明記しているとし、また、第三者委員会が、法令を遵守せず、法的根拠を有しておらず、広島県・広島市・公社の共謀による犯罪であると主張するが、こうした主張は、当選無効の事由とは関係がなく、当選無効の事由たり得ない。
- (3) 申立人は、地公法第35条及び第29条の規定により、市選管の委員長が第三者委員会の委員長を務めてはならず、公社による市選管の委員長に対する委嘱は、公選法第221条に該当すると主張するとともに、第三者委員会は、発注者等談合関係者等の証拠隠滅罪であり、同委員会による調査報告の調査の信頼性は極めて低いと主張するが、こうした主張は、当選無効の事由とは関係がなく、主張自体失当である。
- (4) 申立人は、広島市公文書館で市選管の委員会の会議録を照査したところ候補者松井一實が被選挙権を有していることを確認した事実はなかったと主張するが、平成31年4月8日の本件選挙の選挙会において、選挙長及び選挙立会人により、候補者松井一實は被選挙権を有していることが確認され、当選人と決定されている。
- (5) 申立人は、決定書の「決定理由」1(2)における候補者松井一實が被選挙権を有さないことを市選管が決定しなかった行為が市選管の委員長による公選法第226条に規定する罪に該当するとの主張は、当選無効の事由たり得ないとしていることについて、公選法第11条を主張するが、前記2(4)により、候補者松井一實は被選挙権を有していることが確認されている。
- (6) 申立人は、決定書の「決定理由」1(3)における公社から市選管の委員長に対する第三者委員会委員長の委嘱は、公選法第221条に規定する罪に該当するとの主張は、当選無効の事由たり得ないとしていることについて、公選法第11条を主張するが、前記2(4)により、候補者松井一實は被選挙権を有していることが確認されており、主張自体失当である。
- (7) 申立人は、市選管が自治法第143条により、候補者が被選挙権を有しないことの決定を求めるとともに、候補者が法第239条及び第243条により選挙権及び被選挙権を有していないにもかかわらず、市選管が本件選挙の告示日前に、候補者松井一實が被選挙権を有していないことの決定をしなかつた行為は、地公法第29条の懲戒に該当すると主張するが、自治法第143条所定の決定をする権限は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会の自

主的判断にゆだねられ、もっぱらその専権に属するものであり、同法条所定の決定は、他からの申立てをまたず当該選挙管理委員会の職権により行われるから審査申立人のような当該普通地方公共団体の住民には申立権はない（大阪高等裁判所昭和 54 年 7 月 27 日第五民事部判決、判例タイムズ 404 号 94 頁）。なお、同法条に定める選挙管理委員会が決定する被選挙権を有しない場合とは、日本の国籍を喪失した場合及び市長の年齢が満 25 年以上でない場合であり、公選法第 11 条、同条の 2 若しくは第 252 条又は政治資金規正法第 28 条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合は、裁判所の判決等により被選挙権の有無が明らかにされるので、あえて認定を加える必要はないとされている。また、市選管が候補者松井一實が被選挙権を有しないことを決定しなかった行為が地公法第 29 条に該当するとの主張は、当選無効の事由とは関係がなく、当選無効の事由たり得ない。

(8) 申立人は、第三者委員会が、調査結果として、事実上官製談合と約 100 億円の賄賂罪を認めたのに、市選管が本件選挙の告示日前に、候補者松井一實に被選挙権を有していないことの決定をしなかった行為は、地公法第 29 条に該当すると主張するとともに、公選法第 226 条の職権乱用による選挙の自由妨害罪であり、市選管の委員が故意にその職務を怠り、その職務を濫用して選挙の自由を妨害したので、四年以下の禁錮に該当すると主張するが、これらの主張は、いずれも当選無効の事由とは関係がなく、主張自体失当であり、当選無効の事由たり得ない。

なお、市選管は、証拠として、次の資料を提出了。

- ・ 本件に係る申立人による異議の申出を棄却する決定書（謄本） 1 通

裁 決 の 理 由

当委員会は、令和元年 5 月 16 日付で提起された本件審査の申立ての形式的要件を審査し、適法なものと認めて、これを受理した。

そして、当委員会は、市選管から弁明書及び資料の提出を受け、申立人からは反論書の提出を受け、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

- 1 当選の効力を争う争訟において、当選無効原因となり得る違法事由には、当該当選人決定についての違法事由、すなわち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみが当たるものと解されている（名古屋高等裁判所平成 4 年（行ケ）1 号同年 12 月 17 日民事第 4 部判決・判例タイムズ 805 号 249 頁）。

以下、この観点から申立人の主張する本件審査の申立ての理由が、当選の無効原因に該当するか否かについて、検討する。

2 申立人は、本件決定請求事件が審理中であること、当該選挙の候補者であった松井一實について官製談合・賄賂につき告訴・告発等をしたこと等を主張するが、これらの事由はいずれも候補者に被選挙権が無いことの理由とはならず、市選管が当該選挙の候補者であった松井一實に被選挙権が無いと決定しなかつたことに違法はない。

また、申立人の第三者委員会の設置、機関の構成、手続に関する主張は、当選人決定についての違法とは関係がなく、当選無効の理由とはならない。

3 以上のとおり、申立人の本件審査の申立てには理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項に従い、主文のとおり裁決する。

令和元年8月20日

広島県選挙管理委員会

委員長 国政道明

この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。